

モジュール4

虐待と生徒指導・特別支援教育

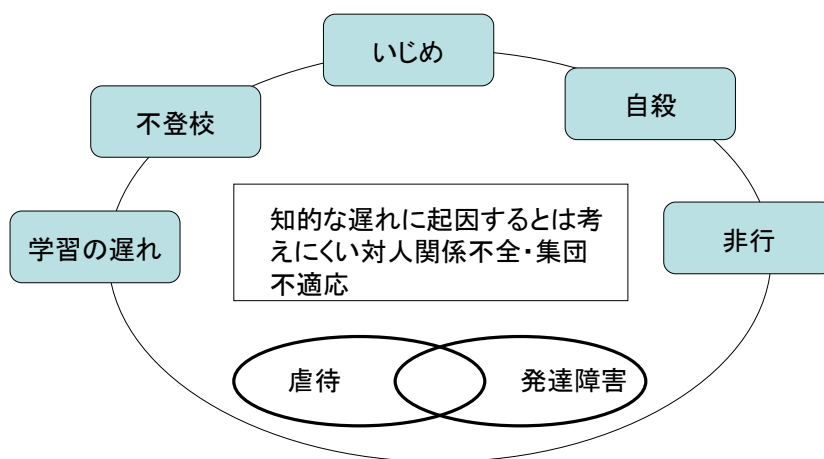
モジュール4

このモジュールでは、虐待の問題を生徒指導や特別支援教育との関連から解説します。

虐待や発達障害への対応は、生徒指導や特別支援教育の在り方にもかわる重要な課題ですが、これまでの学校教育の中でなかなか見えてこなかった問題でもあります。同時に、それは学校が関係機関との常設的なネットワークの中で対応していくべき問題でもあります。

なお、平成23年6月に障害者虐待防止法が議員立法により成立し、平成24年10月より施行されますが、18歳未満の障害児に対する養護者による虐待は、障害者虐待防止法のうち、総則などの全般的な規定や養護者の支援についての規定の適用を受けますが、通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用されます。

虐待と生徒指導・特別支援教育



モジュール4

（虐待と生徒指導・特別支援教育）

従来の生徒指導上の課題とされてきた不登校、非行、いじめ、自殺等の問題、さらにはそれらに共通する要因にもなりうる学習の遅れなどの問題は、いわば表に現れた現象面での問題分類です。これらの現象が現れる背景・要因はさまざまであり、また、実際に1人の子どもにおける問題行動等の現れを見ても、不登校から非行へと移り変わったりすることなどもしばしば見られます。

虐待と発達障害は、こうした生徒指導上の問題行動等の背景となる可能性のある要因の1つとして語られるものです。

虐待や発達障害がさまざまな生徒指導上の課題に結びついていくプロセスには、必ずしも知的な遅れによって引き起こされるのではない対人関係の不全や集団不応というメカニズムがあります。

【虐待と生徒指導】

① 虐待と不登校

○ 虐待は、子どもの生活基盤そのものを崩す

- ・ 衣食住がともに保障されておらず、保護者は、夜、家にいなかったり、朝も起きてこなかったりで、子どもが学校に行く意欲を持ってない。
- ・ 年下のきょうだいの世話をさせるため、保護者が子どもを学校に登校させない。
- ・ リストカットをくり返す母親を心配して、子どもが家から出られなくなる。

○ 虐待は、子どもの対人関係の歪みを生み、結果として学校不適応を招く。

- ・ 「服装が臭う」などを理由としてまわりからのいじめのターゲットにされる中で不登校に追いつめられる。
- ・ 学校には通ってきているが、他者と一切コミュニケーションをとらない。(場面かん黙)
- ・ 脆弱な自己評価を埋めようとして、友だちのモノを盗ったりする。

○ 教育ネグレクトとしての不登校

- ・ 長期化した場合、ネグレクトか子どもの意志かの判別も難しくなる。

モジュール4

(虐待と不登校)

生徒指導上の諸問題と児童虐待とのかかわりについて、まずは、不登校との関係から見ていきましょう。

(虐待は、子どもの生活基盤そのものを崩す)

虐待は、子どもの生活基盤そのものを崩すことになります。毎日の生活の中で安心して暮らすことが保障されなければ、子どもは勉強や部活動などの学校生活への意欲を失ってしまいます。

また、年下のきょうだいたちの世話を長男や長女に押しつけてしまう親の下では、子どもは登校することができません。

あるいは、ちょっとしたきっかけで子どもの前でリストカットをくり返すような母親と生活しているために、母が死んでしまうことを怖がって母のそばから離れられず、不登校になるといったことも考えられます。

(虐待は、子どもの対人関係の歪みを生む)

さらに、虐待の影響によって子どもは適切な対人関係を築く上で困難を抱え、結果として学校生活で失敗体験をくり返して引きこもり傾向を示したり、集団から排斥されて孤立していくこともあります。

ネグレクトの影響で、衣服などの汚れが目立ち、「臭い」といじめられたり、学校内で他者と一切コミュニケーションをとらない場面かん黙のような症状が出てくるために、コミュニケーションがうまくいかなかったり、さらには脆弱な自己評価を埋めようとして万引きや友だちの持ち物の窃盗をくり返したりすることもあります。

これらの行動は当然のことながら子どもの学校生活を困難にさせていきます。

(教育ネグレクトとしての不登校)

また、教員が家庭への指導を強めようとしたり、子ども同士のトラブルに対する教員の対応に親が不満を抱いたりする中で、親が子どもに「学校など行かなくていい」という姿勢に転じてしまうことがあります。これは義務教育の考え方からすれば親の義務違反であり、教育ネグレクトと呼ばれます。しかし、教育ネグレクトの場合、ある程度長期化すれば子ども自身が登校の生活リズムや意欲を失っていきます。そうすると、果たして不登校が教育ネグレクトに当たるのか、子ども自身の意志によるものなのかの判断が困難になってしまうこともあります。

① 虐待と不登校

岸和田事件の反省

※ 生徒が長期間学校を欠席していたにもかかわらず、学校や子ども家庭センターの職員が、家庭の状況把握を十分行わず、虐待が見逃された。

→ 長期にわたり学校を休んでいるケースの中には、虐待が潜んでいる場合もあり得るという認識を持って対応することが重要。

○ 児童生徒の家庭における状況の把握

学級担任が当該児童生徒に会えていない場合でも、かわりを持てる者が継続的な家庭訪問を行うなど、状況把握に務める。

○ 関係機関との連携・協力

保護者から協力を得られないなどの場合には、民生・児童委員、児童相談所、福祉事務所、警察など関係機関等の協力を得て、適切に対応。

【参照】 「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について」

(平成16年4月15日付け 16初児生第2号 児童生徒課長通知)

モジュール4

(長期間学校を休んでいる児童生徒への対応)

不登校については、その背景要因もさまざまであり、欠席が続いているからといって、直ちに虐待が関連しているということにはもちろんなりません。学校としては、さまざまなケースの中には虐待が潜んでいる場合もあり得るという認識を持って、対応に当たることが重要です。

(岸和田事件の反省)

平成15年の大阪府岸和田市における児童虐待事件では、不登校状態にあった中学3年の男子生徒が、父親とその内縁の妻から、長期間にわたり、ネグレクト、身体的虐待等の深刻な虐待を受け、餓死寸前の衰弱状態で病院に搬送されるという痛ましい出来事が起こりました。

このときのケースでは、子ども家庭センターの職員が、虐待の疑いがある旨の情報を学校の教員から得ていましたが、学校では、保護者とは電話のやりとりを行うのみで、家庭訪問にも行っていないなど、生徒の状況を十分把握せず、正式な虐待通告も行われずままとなっていました。また、子ども家庭センターも、保護者の説明を鵜呑みにして虐待事案としての対応を行っておらず、結果として、子どもが瀕死の状態になり、父親が救急車を呼ぶまで、有効な手だてが打たれませんでした。

(児童生徒の家庭における状況の把握)

この事件の教訓からも、不登校の場合には、その背景にある問題を的確に把握することの重要性が改めて認識されます。学校としては、長期に学校を休んでいる児童生徒について、その間の家庭での状況等に関しても把握に努める必要があります。

学級担任が児童生徒に会えていないなどの場合であっても、生徒指導担当教員や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、その児童生徒とかわりを持てる者が継続的に家庭訪問を行うなど、組織的な対応により状況把握を行うことが求められます。

(関係機関との連携・協力)

また、保護者から協力を得られないなどの場合であっても、民生・児童委員、児童相談所、福祉事務所、警察など関係機関等の協力を得て、適切に対応することが求められます。

このほか、長期間学校を休んでいる児童生徒への対応に関する留意事項は、平成16年4月15日付け文部科学省児童生徒課長通知（「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について」）に示されていますので、参照して下さい。

【虐待と生徒指導】

② 虐待と非行

虐待がもたらす子どもの心への影響が、「非行」の形で現れるケースもある

- 虐待は、「力による問題解決」のモデルを子どもに学習させ、子どもはそれを子ども同士の関係に持ち込む。
- 性的虐待による性化行動は、子どもを性的非行に誘導する。
- 非行に対する学校の指導のあり方次第では、親からの虐待行為と子どもの非行は悪循環に陥る。

(例) 学校から指導を受け、「うちの子が迷惑なら、もう登校させない」と親が言い出す。
 → 虐待的な家庭環境に子どもが閉じこめられる。
 → 子どもは、家庭から脱出しようとして、家出・徘徊やその延長線上の窃盗・恐喝といった非行行動を増幅させる。

》》》》 非行が激しくなるほど、学校は「子どもの問題」に目を奪われてゆく……

モジュール4

(虐待と非行)

次に非行との関連を見ていきましょう。

非行の要因・背景については、一般に、家庭や学校、地域社会のさまざまな問題が複雑に絡みあっており、虐待と非行との関係を一概に論ずることはできませんが、深刻な虐待がもたらす子どもの心への影響が、非行という問題行動の形で現れるケースもあるものと考えられます。

(虐待による「力による問題解決」のモデルの学習)

身体的虐待などは特にそうですが、虐待は子どもに「困ったときには力で解決すればいい」という対人関係の解決パターンを学習させます。子どもがこのパターンを学校生活に持ち込めば、当然暴力的な非行につながるものが想定されます。

(性的虐待による性化行動)

性的虐待によって生ずる性化行動は、子どもを性的非行に誘う強い要因になります。甚だしい場合には、親が経済的な理由で子どもに売春行為をさせているといった事例さえあります。

(生徒指導のあり方次第では悪循環)

さらに、非行に対する学校の指導のあり方によっては、親がさらに懲罰的な対応を子どもにすることにつながります。中には、「それほどうちの子が迷惑をかけるというならもう登校させない」と言い出すこともあります。こうして虐待的な家庭環境に閉じこめられれば、子どもはそこから脱出しようとしてさらに家出や徘徊、その延長線上の窃盗や恐喝といった非行行動を増幅させていくことにつながります。

(「子どもの問題」に目を奪われる)

やっかいなことに、子どもの年齢が上がり、非行行動の程度が激しくなっていくほど、学校は表面的な子どもの問題行動に目を奪われ、その基盤にあった虐待の問題にまでアプローチができなくなっていくのです。

② 虐待と非行

虐待と非行との関連性に関するデータ

○「少年院在院者に対する被害経験のアンケート調査」

(平成12年 法務総合研究所)

- 少年院に在院する少年のうち、被虐待体験（身体的虐待、性的虐待、不適切な保護態度）を持つ少年の割合

（ 家族又は家族以外の者からの虐待 …… 72.7%
 家族からの虐待 …… 約50% ）

○「児童相談所における非行相談に関する全国調査」

(平成16年度厚生労働科学研究費補助金(こころの健康科学補助事業))

- 児童相談所が非行相談を受けた子どもの30%は虐待を受けた経験あり

～ データは虐待と非行との関連を示唆

→ 虐待への予防的対応の重要性

モジュール4

(虐待と非行との関連性に関するデータ)

非行事例に関わってきた経験が豊かな教員であれば、非行に走らざるを得ない子どもたちの多くが、その育ちの環境の中でさまざまな問題を抱えてきていることについて、今更説明の必要もないでしょう。

ここでは、非行と虐待とが密接に結びついていることを示す調査データをいくつか紹介しておきます。

(法務総合研究所調査)

平成12年の法務総合研究所調査の結果では、少年院に措置された少年のうち、家族又は家族以外の者からの身体的虐待、性的虐待又は不適切な保護態度のいずれかの虐待を受けた体験を持つ少年は、72.7%、家族からの被虐待体験を有する少年は約50%であったとされています。

(児童相談所における非行相談に関する全国調査)

さらに、平成16年度の厚生労働省研究班の調査では、児童相談所が非行相談を受けた子どもの30%は虐待を受けた経験があったことが報告されています。

(予防的対応の重要性)

非行は、その程度が重くなるほど、周囲に与える影響・被害等はもちろんのこと、子ども自身が感じてしまう失敗感も大きくなります。非行との関連性がきわめて強いことを示唆するこれらのデータは、虐待に対して予防的な対応をすることの重要性を訴えるのものであると 言うてもいいでしょう。

【虐待と生徒指導】

③ 虐待と自傷行為

自傷行為

必ずしも自殺を企図しないリストカット、薬物の大量服用など

○ 思春期の葛藤状況の現れ方(男女の違い)

【男児】 外側に向かう行動化が多い(暴力、放火など)

【女児】 リストカット、大量服薬、過食嘔吐などに向かう行動化が多い

頻繁なリストカット、大量服薬、…

🔥 くり返される自傷行為の背景に、虐待が潜んでいる場合がある。

モジュール4

(虐待と自傷行為)

次は、虐待と自傷行為との関連です。

(リストカット、薬物服用などの自傷行為)

前思春期くらいから、女児を中心に頻繁なリストカットや薬物の大量服用といった行動が見られることがあります。これらは、必ずしも自殺を企図したものではないことも多いのですが、自傷行為というまとめ方ができます。こうした行動を示す子どもの中には、深刻な虐待体験を持っている子どもがいることがあります。

(男児と女児の違い)

もちろん例外はありますが、思春期の抱え込みきれない葛藤に対処する行動には、一般に、男児と女児とで異なる傾向があります。男児の場合には暴力や放火といった、外側に向かうような行動化が多いのに対して、女児ではリストカットなどの自傷行為や薬物の大量服用、過食嘔吐などの行動化に向かうことが多いようです。

幼少期からの身体的、性的虐待、相次ぐ養育者の変更を体験してきた中学3年生の女子生徒の例では、成績こそ中程度だったものの、「見捨てられ不安」が強く、また、自分を虐待していた父親の話題になるとパニック状態になることが見られていました。中学生になってからは、教師や友だちとの関係で「見捨てられるのではないか」という不安を感じるとリストカット、薬物の大量服薬を繰り返しました。

また、アルコール依存の母親からしばしば首を絞められるなどの身体的虐待を受けてきた中学3年生の女子生徒の例では、仲間集団の中で頻繁にトラブルを起こしていましたが、やがて、授業中に自分の舌を嚙んで血を出し、その血を唇に塗って鏡で見る行為を繰り返すようになりました。

(虐待を疑う視点)

このように、くり返される自傷行為が観察された場合、そこに虐待が潜んでいないかを疑うことが大切です。特に、性的虐待は発見されにくいですが、このような思春期の自傷行為が発見の糸口になることも期待できます。

【 虐待と特別支援教育 】

①障害者虐待防止法の成立と障害者虐待の定義

○障害者虐待防止法の成立

○障害者虐待の定義

・障害者

・障害者虐待

- ①養護者による障害者虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③使用者による障害者虐待

・障害者虐待の類型

- ①身体的虐待
- ②性的虐待
- ③心理的虐待
- ④放棄・放任(ネグレクト)
- ⑤経済的虐待

モジュール4

(障害者虐待防止法の成立)

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、いわゆる障害者虐待防止法は、障害者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、平成23年6月17日に議員立法により可決、成立し、平成24年10月1日から施行されることになりました。

(障害者虐待の定義)

1「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます(改正障害者基本法第2条1号)。

2「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいいます。

ただし、18歳未満の障害児に対する養護者による虐待は、障害者虐待防止法のうち、総則などの全般的な規定や養護者の支援についての規定の適用を受けますが、通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用されます。

3 障害者虐待の虐待行為は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放任(いわゆるネグレクト)、⑤経済的虐待の5つ、としています。

【 虐待と特別支援教育 】

② 発達障害と虐待

- 発達障害のある子どもが虐待を受ける危険性は、より大きいと推定
 - ～ 背景に、発達障害のある子どもの「育てにくさ」による保護者のストレスや不安
 - 発達障害の早期発見と支援の重要性
- 医療・福祉と連携した乳幼児期からの特別支援教育の体制整備は、虐待防止にとっても重要な課題

モジュール4

（虐待と特別支援教育－発達障害と虐待）

次に、児童虐待と特別支援教育とのかかわりについて見ていきましょう。

特に、発達障害と虐待との間には、いろいろな面での関連があります。発達障害は、通常低年齢期に発症する心理発達上の障害や行動、情緒の障害の総称であり、自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などがこれに含まれます。

（発達障害のある子どもが虐待を受ける危険性はより高い）

厚生労働省の研究班の調査では、全国の児童相談所が平成12年度に受けた児童虐待の相談のうち、知的障害、身体障害、ADHDなど障害のある子どもへの虐待が、全体の7.2%を占めたと報告されています（本間博彰、細川徹ら2002年）。

発達障害の場合についても、虐待を受けている子どもの割合は、健常児に比べかなり大きいことが推定されるところであり、発達障害のある子どもが虐待を受ける危険性は、より高いという実態があるものと考えられます。

（発達障害の早期発見と適切な支援の重要性）

その理由として、発達障害のある子どもの「育てにくさ」による保護者のストレスや不安があると指摘されます。

そうであれば、発達障害を早期に的確に発見し、その都度保護者の不安に応じた適切な支援が提供されることはたいへん大切なこととなります。

（特別支援教育の体制整備の重要性）

特別支援教育は、就学前や卒業後を含めて、一人ひとりの子どもの特性に応じ、一貫した支援を行うことを理念としています。乳幼児期からの医療・福祉的支援と特別支援教育とが、適切に連携した発達障害支援の体制を作ることは、虐待防止にとっても重要な課題であると認識すべきでしょう。

【虐待と特別支援教育】

③ 広汎性発達障害と虐待

広汎性発達障害 (自閉症、アスペルガー症候群など)

- 対人関係の質的な障害
- コミュニケーションの質的な障害
- イマジネーションの障害

※ 虐待への関連性

広汎性発達障害の子どもの場合、

- 保護者の期待を受け止めることが困難
- 保護者と子ども間の相互的なやりとりがうまくいかない
- さまざまな社会的技能の学習も困難となりがち
- 障害特性が見えにくく、保護者は何がいけないのかわからない

モジュール4

(広汎性発達障害と虐待)

発達障害と虐待の関係について、さらに、発達障害の種類別に詳しく見ていきましょう。
はじめに、広汎性発達障害と虐待についてです。

(広汎性発達障害とは)

広汎性発達障害とは、次の3つの障害特性によって説明される障害を総称したものであり、自閉症やアスペルガー症候群などがこれに含まれます。

その障害特性の第一は、対人関係の質的な障害です。相手の意図を上手に感じ取ることができないという点に最も深刻な困難さがあります。

第二は、コミュニケーションの質的な障害です。発している言葉の水準ほどには理解できていないことも多く、周囲の雰囲気を読んだ適切な反応にも困難さが生じます。

第三は、イマジネーションの障害です。これが、臨機応変の行動を阻害して、些細な環境の変化にも激しいパニックを示したり、強いこだわりを示したりすることにつながります。

広汎性発達障害の子どもたちにとって、集団行動の難しさは障害特性そのものだと言ってもいいでしょう。

(虐待への関連性)

広汎性発達障害の子どもたちは、育児の中で、保護者の期待を上手に受け止めることが困難とならざるを得ません。

また、相互的なやりとりがうまくいかないことが多く、このことが親を苛立たせたり、激しく疲れさせたりすることになりやすい面があります。

こうした障害特性がありますから、さまざまな社会生活上の技能を獲得することも困難になりがちです。結果として、買い物や外出といった日常的な活動でも、保護者は大きな負担を感じなければならぬこととなります。

さらに、この子たちの障害特性は、外から見て非常に理解しにくく、保護者は育児をしながら、何がいけないのか、どこを工夫すればよいのかわからないまま、何年間も手探りを続けることになってしまいます。

その結果として、力づくで子どもを動かす以外にないという考えに追い込まれたり、ここさえできればよいのだからと不適切なスパルタ教育に陥ることもあり得ます。また、逆に、子どもの要求のままに行動する以外にないという無力感に陥ることもあり得ます。

【虐待と特別支援教育】

④ LD・ADHDと虐待

LD・ADHD

- 一次障害としての注意、協調運動、言語、認知能力のアンバランス
- 社会性、情緒面での二次障害（集団生活での不適応）

※ 虐待への関連性

- 一次障害への不適切な対応（スパルタ教育）としての虐待
- 二次障害への理解不足による虐待

モジュール4

（LD・ADHDと虐待）

広汎性発達障害では集団行動の困難さが一次的な障害特性でしたが、LDやADHDの場合には事情が異なります。

（LD・ADHDの障害特性）

この子たちの一次障害は注意や認知能力のアンバランスといった問題であり、そのことが集団行動や対人関係での失敗体験の積み重ねにつながることで、二次障害として自信の喪失や友だちのできなさになっていきます。

こうした一次障害が適切に見出され、対処されるならば、集団生活での不適応状態は防ぐことも可能です。

（虐待への関連性）

ですが、子どもの育てにくさという意味では広汎性発達障害と同様の負担が保護者にかかります。

ただ、「強く言えばわかる、従う」という傾向が強いので、どうしても不適切なスパルタにつながってしまいがちになります。

また、不幸にして情緒面や社会性の二次障害が生じてきたときにも、その根底にある発達のつまずきが理解されていないと、必要以上のプレッシャーをかけたり、力づくの対応に陥るなどして虐待的な養育につながっていくこともあります。

【虐待と特別支援教育】

⑤被虐待児と発達障害児の「類似性」

○ 被虐待児と発達障害児の行動像はとても似てくる

- 落ち着きのなさ、多動性、衝動性
- 視線の合いにくさ
- こだわりの強さや思い通りにいかないときのパニック
- 学習面での遅れ

→ 背景にあるものが、虐待なのか、発達障害なのかに気づいていく目も必要

○ 現実のケースの多くは、何らかの発達上のつまづきと不適切な養育との双方の側面を持ち合わせている

→ 子どもの発達特性へのアプローチと、保護者の養育態度へのアプローチとは、局面に応じて、柔軟に軸足を変えながら取り組まれるべきもの

モジュール4

（被虐待児と発達障害児の「類似性」）

虐待を受けることで子どもに現れる影響は、発達障害の子どもたちが示す行動像とたいへん類似してきます。落ち着きのなさや多動性、衝動性、視線の合いにくさ、こだわりの強さや思い通りにいかないときのパニック、そして個別指導を必要とするような学習面での遅れなどです。

こうした行動像の背後にあるものが虐待なのか発達障害なのかということに気づいていく目も必要になります。

（多くのケースは、障害と不適切な養育の双方が併存）

ただし、現実のケースの多くは、子どもの発達における何らかのつまづきと、そうした子どもの特性に対する適切ではない養育という、どちらの側面も持ち合わせていることがほとんどです。

（局面に応じた柔軟な対応が必要）

子どもの発達特性へのアプローチと、保護者の養育態度へのアプローチは、局面に応じて柔軟に軸足を変えながら、適切な機関連携を得て取り組まれるべきものなのです。

【虐待と特別支援教育】

被虐待児と発達障害児

なぜ似るのか、どう見分けるのか

なぜ似るのか

- 虐待が壊してしまうものとは……
 - 子どもの適切な注意活動、注意能力
 - 信頼感に基づく安定した人間関係
 - バランスのとれた社会生活技能

どう見分けていくのか

- 見分けていくために、
 - 適切な療育的対応をしながらの経過観察

【見分ける際のポイント例】

- * 被虐待児に多い反応性愛着障害のケースであれば、抑制型から脱抑制型への移行が見られる
- * 対人関係の持ち方では、対人的なひねくれ行動が出現するなど、反応性愛着障害の方が、より敏感さを示しやすい。

モジュール4

(なぜ似るのか)

虐待的な養育を受けると、どうして発達障害と行動像が似てくるのでしょうか。

虐待が子どもの発達から奪ってしまうもの、阻害してしまう精神機能は、まず第一に適切な注意活動と注意能力です。虐待環境では、子どもはいつ虐待行為にさらされるのか、常に過剰な警戒をしなければなりません。しかし、皮肉なことですが、「常にすべての方向に注意を払う」というやり方は現実的ではなく、このような注意の仕方には、無理が働き、かえって常に不測の事態に陥る可能性を高めます（覚醒亢進）。このことが、衝動的な行動の原因にもなり、見た目には落ち着きのなさや多動性に見えるようになります。

第二に、信頼感に基づく安定した人間関係が奪われます。その結果、視線が合いにくいといった行動像も生じてきます。

第三に、不適切な環境で育つことで、さまざまな社会的技能の学習が阻害され、このことが能力的なアンバランスのように見られることになります。

(どう見分けていくのか)

その行動像が主として虐待の影響なのか、発達のみならずきなのかということは、行動像に適した療育的対応をしながら経過を見ていくことで判断できます。

例えば、被虐待児に現れやすい「反応性愛着障害」のケースでは、他者に対して無関心を示すことが多い「抑制型」であった子どもが、時間経過にともなって、他者に対して無差別に愛着を示す「脱抑制型」へと移行していく傾向が見られます。こうした著しい行動変化があるかどうか、虐待によるものか、そうでないかを見分ける観察のポイントとなります。

さらに、対人関係での持ち方では、ひねくれ行動が出現するなど、虐待を受けた子どもの方が発達障害の子どもよりも敏感であることが多いようです。

ただ、学校がなすべきことは、まず何よりも子どもの行動像に適した環境づくりです。虐待なのか発達障害なのかということを見分けることが目的ではなく、対応を模索しながら最終的な判断に辿り着くことです。必要に応じて専門機関の助言を得てください。

【 虐待と特別支援教育 】

「一つの発達障害群としての被虐待児」 という見方(杉山の指摘)

「子ども虐待の影響は、幼児期には反応性愛着障害として現れ、ついで小学生になると多動性の行動障害が目立つようになり、徐々に思春期に向けて解離や心的外傷後ストレス障害が明確になり、その一部が非行(多動性行為障害)に推移していく」

「被虐待児は臨床的輪郭が比較的明確な、一つの発達障害群として捉えられるべきではないか」

「少なくとも、虐待を受けた子どもたちが特別支援教育の対象であることを、子ども虐待を担当したことがある現場の教師は了解できるであろう」

～ 杉山 登志郎 (2006)

モジュール4

(杉山の指摘)

なお、最近では、被虐待児を一つの発達障害群として捉えるという見方を唱える研究者もいます。

(被虐待児の症状の年齢による推移)

虐待を受けた子どもの示す症状が、年齢とともにどのように移り変わっていくかについて、杉山登志郎氏は、1つのモデルとして、次のような説明を行っています。

「子ども虐待の影響は、幼児期には反応性愛着障害として現れ、ついで小学生になると多動性の行動障害が目立つようになり、徐々に思春期に向けて解離や心的外傷後ストレス障害が明確になり、その一部が非行(多動性行為障害)に推移していく」

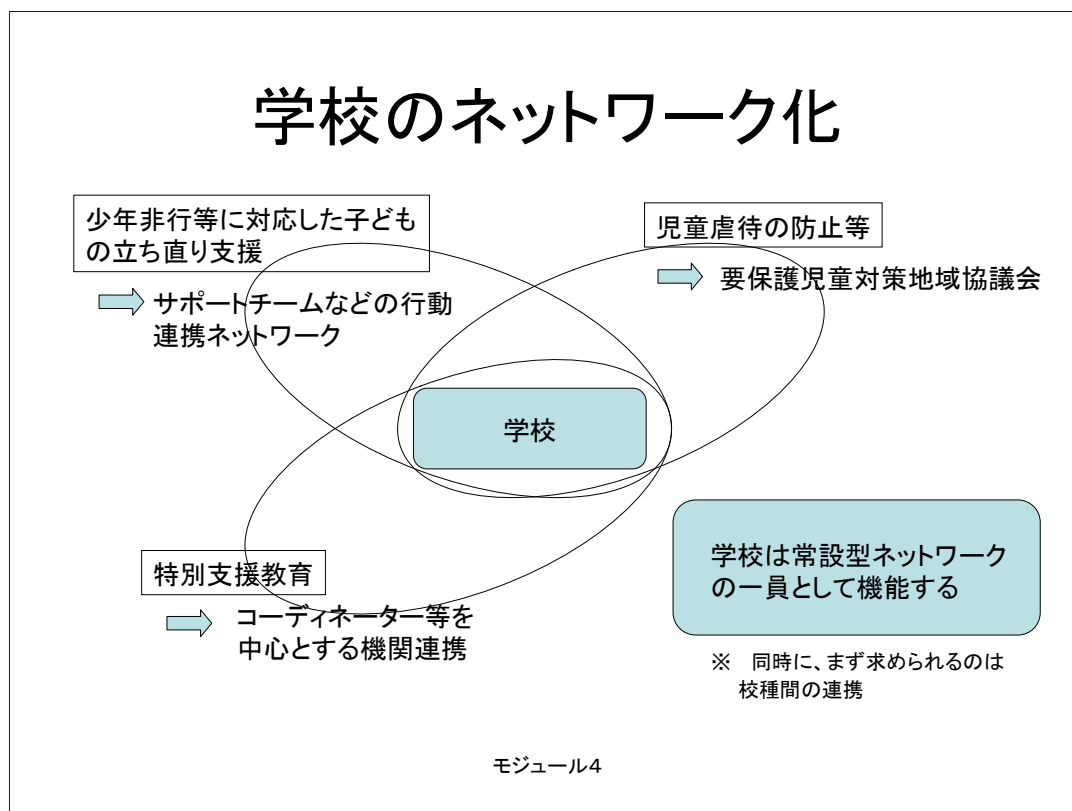
(「一つの発達障害群としての被虐待児」という見方)

さらに、その上で、虐待と発達障害との関係として、「被虐待児は臨床的輪郭が比較的明確な、一つの発達障害群として捉えられるべきではないか」との視点を示しています。

(特別支援教育との関係)

なお、杉山氏は、被虐待児と特別支援教育との関係についても、次のように指摘しています。

「少なくとも、虐待を受けた子どもたちが特別支援教育の対象であることを、子ども虐待を担当したことがある現場の教師は了解できるであろう」



(学校のネットワーク化)

虐待対応を含めた生徒指導上のさまざまな課題への対応や、特別支援教育の指導が成果を挙げるには、学校が地域の関係機関によるネットワークの中に位置づけられて、タイムリーに機関連携を展開していくことが重要です。

(さまざまな課題に応じた連携ネットワークへの参加)

すでに、少年非行等の問題行動への対応の観点からは、問題を抱える個々の児童生徒ごとに関係機関のメンバーによるサポートチームを組織し、学校と関係機関等との「行動連携」により、適切な支援を行う取組が各地で進められており、文部科学省もこうした取組の推進を図っています。

また、虐待防止等の観点からは、市町村ごとに要保護児童対策地域協議会が設置されるようになってきました。この点はモジュール10を参照してください。

特別支援教育についても、個別の教育支援計画に基づき、医療・福祉機関とも連携しつつ、コーディネーター等を中心に、乳幼児期から学校卒業後までを通じ一貫した教育支援を行うことを目指しています。

なお、こうした、ネットワークの中の学校という仕組みができあがりつつある中では、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の間、地域の学校と特別支援学校との間の校種間連携も、同時に求められてきます。

生徒指導、特別支援教育、虐待対応のいずれにおいても、子どもへの適切な支援を進める上で、こうしたネットワークによる連携が重要なカギとなるということを、最後に、改めて強調しておきたいと思えます。